



2008. 12. 20 発行

第 145 号

(初版1997. 01)

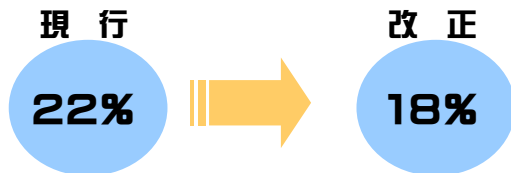
【目次】

- 平成21年度税制改正大綱が公表されました
- さくら総合会計 新代表社員からのご挨拶と新潟事務所移転のお知らせ
- 「議事録」作成していますか？
- 公益法人のみなさまへ

平成21年度税制改正大綱が公表されました。

平成20年12月12日、自民党から平成21年度税制改正大綱が公表されました。今後国会において審議されることになり、暫定的な内容にはなりますが、主な改正内容を取り上げ、紹介していきます。

|| 中小企業等の法人税率の引き下げ



年800万円以下の金額
年800万円超は従来どおり30%

適用は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度

|| 中小企業等の欠損金の繰戻し還付の復活

繰戻し還付とは？（下記のケース）

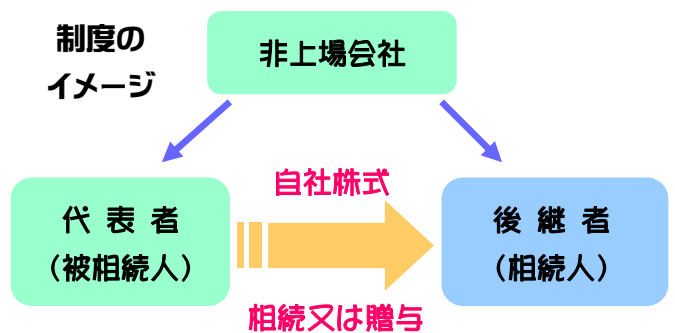


前期に納めた法人税の還付が受けられる

従来までは会社の解散等や一定の中小企業者にのみ適用が受けられましたが、改正により資本金1億円以下の中小企業者等も適用されることとなりました。

適用は、平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額

|| 相続税・贈与税の納税猶予制度の創設



自社株式に係る納税が「猶予」される

相続税	→	80%の納税猶予
贈与税	→	全額の納税猶予

あくまでも「免除」ではなく、「猶予」です。

上図はこの制度のおおまかなイメージで、適用を受けるためにはいくつかの要件を満たす必要があります。適用を受けたとしてもその後要件から外れた場合には、猶予された税金を納めることとなりますので、十分な検討が必要です。

|| 住宅ローン特別控除を5年間延長

適用は、平成21年以降に居住した方

この制度の詳細は次回以降で取り上げていく予定です。

大きな特徴としては、今まで所得税からしか税額控除できませんでしたが、改正により「住民税」からも控除できることとなった点です。

新代表社員からのご挨拶と新潟事務所移転のお知らせ

ご挨拶

税理士法人さくら総合会計の代表社員に就任しました沼田吉次郎です。この度、道央会計事務所と私の主宰している事務所が一緒になったことにより就任に至ったところでございます。

一緒に至る考え方などを、私共の事務所における挨拶文をもってご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。



税理士法人さくら総合会計
代表社員

税理士・経営士
ぬまた よしじろう
沼田 吉次郎

関与先各位

大変ご無沙汰しております。今度、私共の事務所と税理士法人道央会計事務所との合併に際しましてよろしくご配慮賜りたくご挨拶申し上げます。

私共の業界もご他聞に漏れず人材不足になってきており、私共の職員が1人でも欠けるようなことがあります。人は集まるのですが、必要な人材を集めることとなりますと、個人事務所ではこれから難しい時代に入ったと思っております。

私に万が一のことがありましたら顧問先の皆様や、職員に多大な迷惑を掛けるリスクもありまして、税理士法人道央会計事務所と一緒にやろうということになった次第でございます。よろしくお願いいたしますと思っております。

追伸

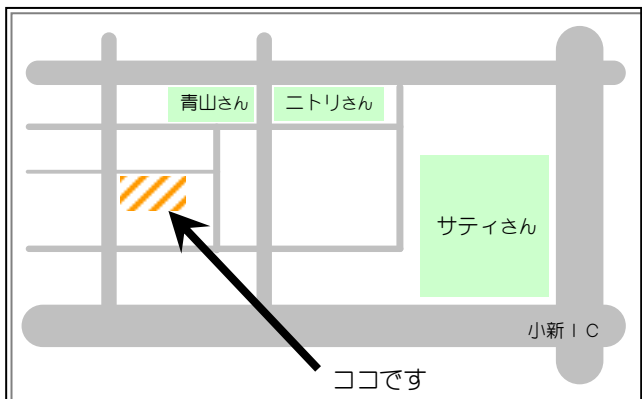
大企業、中小企業を問わず、様々な業界で団塊の世代の大量退職など少子高齢化を含め、俗に言う「手に職を持った人材」が不足し、人材確保の手段として、事業分離合併、「〇〇部門」売買、「〇〇課」売買、の時代に入ってきて、これからどうなるのか予測のつかない時代に入ったと思っております。

一緒になる道央会計事務所は、税務面を加味した合併などM&Aを手がけ、道内ではトップクラスを保持し、一面では社会福祉法人への経営改善業務に強く、新潟支店を出発点として全国展開も視野に入れているなど、若くて元気のある会社でございます。よろしくご配慮の程お願い申し上げます。

おわりに

以上が事務所合併に至った経緯であります。私共事務所は、少子高齢化社会を迎え、それぞれの持ち味を融合し、今までにない諸問題にいち早く対応できる事務所として、お客様各位のお役にたてるよう、全力を傾注しなければならないと考えております。今後とも旧に倍しまして、ご支援、鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

さくら総合会計 新潟事務所 竣工・移転のお知らせ



さくら総合会計新潟事務所は平成20年12月16日に完成し、12月22日に内覧会・竣工式が行われました。

新しい事務所は4階建てで、1階が駐車場、2階が事務所スペース、3階が貸オフィス、4階が会議室となっております。近々この紙面で建物の外観や事務所内の様子などをご紹介していきたいと思っております。

お近くにいらした際はお気軽に足を運んでみてください。職員一同お待ちしております。

新潟事務所の移転先

〒950-2028 新潟県新潟市西区小新南2丁目9番20号 さくら総合会計ビル

TEL (025) 234-0861 FAX (025) 234-0862

議 事 録

作成していますか？

議 事 録 は、いつ 作 成 す る か ？

主に「株主総会」開催時に、取締役会設置会社においては「取締役会」開催時にも作成する必要があります。

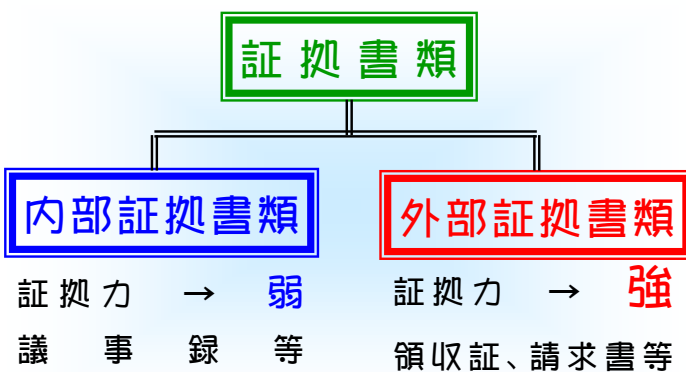
この議事録は、株主総会開催日又は取締役会開催日から10年間保存しなければなりません。

その他、重要事項を決定した会議などを記録しておくものとして、さまざまな場面で作成する機会があります。

議 事 録 は、なぜ 作 成 す る か ？

裁判や税務調査等において、株主総会などが「実際に開催」され、審議を行い「決議」した記録として、その「証拠」となりうるかどうか問われるからです。

証拠書類には「内部証拠書類」と「外部証拠書類」があり、議事録は「内部証拠書類」にあたります。



したがって、より証拠力の強い議事録を作成しなければなりません。

【ま と め】

中小企業においては、株主＝代表取締役という会社も多く、株主の意思がそのまま会社運営に直結しているという意味で、株主総会等の開催や議事録の作成を省略してしまうことも少なくないようです。

まずは、法律によって「株主総会の開催は義務付けられている」ことを認識し、実際に開催した上で、より証拠性の強い議事録を作成することが大切です。

議事録とは、読んで字の如く「会議の内容・経過・決定事項などを記録したものです」。

中小企業においても、議事録を作成する場面があり、その証拠書類としてたいへん重要な役割をもっています。

今回は、その議事録について、いつ、何のために、どのように作成するかを、特に重要な「取締役会」「株主総会」開催時の議事録を例にご紹介していきます。

議 事 録 は、どの よう に 作 成 す る か ？

「いつ」、「なぜ」作成するかをふまえ、いくつかのポイントに注意して作成しましょう。

ポイント 1 株主総会・取締役会は必ず開催する！

開催なくして、議事録のみの作成だけでは問題になります。

ポイント 2 審議の実態を記録する！

議案に対し、賛成意見だけでなく、反対意見も含めて記録しておくとい良いでしょう。

ポイント 3 確定日付を入れる！

公証人役場で確定日付の受付印を受けておくと、より証拠力が高まります。

ポイント 4 参加者の署名・押印をする！

書類を見て確認したことを参加者に認識してもらいましょう。

ポイント 5 開催場所を記入する！

会社かあるいは自宅か、どこで行ったかを明記しましょう。

公益法人のみなさまへ

去る12月1日より公益法人関連三法が施行されました。これにより既存の社団法人及び財団法人は法律上「特例民法法人」となり、基本的には今後5年の間に公益社団・財団法人若しくは一般社団・財団法人へ移行することとなります。既に移行の準備を開始している法人様、これから準備を始める法人様それぞれと存じます。

当事務所では、そんな公益法人の皆様のお手伝いをさせていただくため、次のような業務メニューを用意しております。

その1 巡回監査

定期的に法人様の所へ伺い、**会計帳簿や財務諸表のチェックをベースに不収や疑問点を解決致します**。また、決算書の作成の支援や認定申請・認可申請のご質問の対応、法人様が抱える問題に関する解決策のご提案を致します。

その2

公益・一般の各社団・財団法人への移行支援

これから移行される法人様に対し、上記その1巡回監査に付随して、**認定申請・認可申請を積極的にご支援致します**。

移行認定申請・移行認可申請に必要な定款の作成や機関設計、事業体系の見直し、申請書作成などについての相談を承ったり、ご提案を行います。



相談・ご提案

定款の作成

事業体系の見直し

機関設計

申請書作成

その3

公益・一般の各社団・財団法人への移行認定・認可申請代行

「移行はしなければならないが、人手も時間もない！」という法人様に対し、**定款作成から申請書作成・提出までの一通りの業務を当事務所が行います**。

ただ、申請に当たっては双方の打ち合せや法人様内部での検討が必要不可欠であり時間もかかります。申請をしようとする前の年度から業務を依頼していただく方が確実です。

その4

理事会・社員総会・評議会での説明

「理事会等で公益法人制度改革について説明しなければならないけど、制度や法律が複雑難解で何をどのように説明してよいかわからない！」という法人様に対し、**理事会等での制度改革に関するご説明を行います**。また、法人様の公益認定を申請する上での問題点や取り組み方を御説明することも可能です。



上記の各業務については、既に業務を開始している法人様やお話をいただいている法人様が数多くいらっしゃいます。詳細については当事務所公益社会福祉法人部へお問合せください。

編集後記

30歳を過ぎてから数年経ちましたが、1年間が過ぎ去るのが以前よりずっと早く感じるようになりました。日々、何らかの進歩を感じることが出来るよう今後も気を引き締めて仕事をしなければと強く感じています。(斉藤)



月刊グローバル 2009年1号 新春号

2008年12月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。